

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月1日

香芝市長 福岡 憲宏

香芝市規則第26号

香芝市税条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市税条例施行規則（平成12年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第27号の次に次の1号を加える。

(27)の2 固定資産課税台帳登録通知書（条例第54条第4項及び第5項）

第27号の2様式

第27号様式の次に次の1様式を加える。

第27号の2様式（第4条関係）

第 年 月 号
日

様

香芝市長

印

固定資産課税台帳登録通知書

次の固定資産について、使用者であるあなたを所有者とみなして固定資産課税台帳に登録しますので、香芝市税条例第54条第4項又は第5項の規定により通知します。

1 固定資産

種類

所在

地積又は床面積

登記簿又は固定資産課税台帳に登録されている者

2 登録する理由

附 則

この規則は、公布の日から施行する。